

◎新潟県告示第554号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成29年4月21日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	新潟市東区東中島3丁目7番19号	齋藤 博文 (理事長)
〃	〃 江南区直り山917番地	小林 進
〃	〃 中央区女池2丁目2番20号	渡辺 六三
〃	〃 江南区小杉1丁目1番1号	青木 清
〃	〃 江南区早通4丁目6番17号	杉本 克己
〃	〃 江南区舞潟1048番地	佐藤 清一
〃	〃 江南区楚川甲521番地	野上 文彰
〃	〃 中央区長潟783番地	田中 敏明
〃	〃 東区岡山819番地	田中 作一

就任年月日 平成29年4月11日

2 退任

理事	新潟市江南区太右エ門新田1番地	山我 森實 (理事長)
〃	〃 東区海老ヶ瀬2341番地乙	鈴木 昭博
〃	〃 江南区小杉1丁目1番1号	青木 清
〃	〃 江南区直り山917番地	小林 進
〃	〃 江南区砂岡1丁目3番26号	榎並 弥
〃	〃 江南区舞潟1048番地	佐藤 清一
〃	〃 中央区女池2丁目2番20号	渡辺 六三
〃	〃 中央区長潟783番地	田中 敏明
〃	〃 東区東中島3丁目7番19号	齋藤 博文

退任年月日 平成29年4月10日